

平成20年11月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(受)第8号政務調査費返還請求事件

口頭弁論終結日 平成20年7月14日

判 決

松江市!

原 告

松江市殿町1番地

被	告	島	根	県	知	事
		溝	口		善	兵
					和	衛
同	訴訟代理人弁護士	津	田			美
同	指 定 代 理 人	坂	本		雅	昭
同		吾	郷		幸	男
同		神	庭			章

主 文

- 1 被告は、倉井毅に対し、16万5000円の支払を請求せよ。
- 2 被告は、手銭長光に対し、29万円の支払を請求せよ。
- 3 被告は、渡辺恵夫に対し、23万7785円の支払を請求せよ。
- 4 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを10分し、その9を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、細田重雄に対し、30万円の支払を請求せよ。
- 2 被告は、原成充に対し、195万円の支払を請求せよ。
- 3 被告は、大屋俊弘に対し、30万円の支払を請求せよ。
- 4 被告は、田中八洲男に対し、66万円の支払を請求せよ。

- 5 被告は、藤山勉に対し、63万円の支払を請求せよ。
- 6 被告は、園山繁に対し、121万4385円の支払を請求せよ。
- 7 被告は、多久和忠雄に対し、88万円の支払を請求せよ。
- 8 被告は、小沢秀多に対し、226万4105円の支払を請求せよ。
- 9 被告は、倉井毅に対し、27万5000円の支払を請求せよ。
- 10 被告は、絲原徳康に対し、78万2880円の支払を請求せよ。
- 11 被告は、福間賢造に対し、106万9740円の支払を請求せよ。
- 12 被告は、手銭長光に対し、29万円の支払を請求せよ。
- 13 被告は、洲浜繁達に対し、178万3500円の支払を請求せよ。
- 14 被告は、渡辺恵夫に対し、52万8385円の支払を請求せよ。
- 15 被告は、内田敬に対し、68万2676円の支払を請求せよ。
- 16 被告は、尾村利成に対し、215万7888円の支払を請求せよ。

## 第2 事案の概要

本件は、島根県の住民である原告が、同県議会議員である細田重雄ら16名が同県から交付を受けた平成17年度分の政務調査費の一部をその交付目的以外の用途に違法に支出して、不当に利得した結果、同県に損失を与えたなどと主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告島根県知事に対し、不当利得に基づく返還請求として、細田重雄（以下「細田議員」という。）に30万円、原成充（以下「原議員」という。）に195万円、大屋俊弘（以下「大屋議員」という。）に30万円、田中八洲男（以下「田中議員」という。）に66万円、藤山勉（以下「藤山議員」という。）に63万円、園山繁（以下「園山議員」という。）に121万4385円、多久和忠雄（以下「多久和議員」という。）に88万円、小沢秀多（以下「小沢議員」という。）に226万4105円、倉井毅（以下「倉井議員」という。）に27万5000円、絲原徳康（以下「絲原議員」という。）に78万2880円、福間賢造（以下「福間議員」という。）に106万9740円、手銭長光（以下「手銭

議員」という。)に29万円、洲浜繁達(以下「洲浜議員」という。)に17万8千3500円、渡辺恵夫(以下「渡辺議員」という。)に52万8千385円、内田敬(以下「内田議員」という。)に68万2千676円、尾村利成(以下「尾村議員」という。)に215万7千888円の支払を請求することを求めた住民訴訟である。

1 争いのない事実等(証拠等を掲げた部分以外は当事者間に争いが無い。)

(1) 当事者等

ア 原告は、島根県内に住所を有する島根県の住民である。

イ 細田議員、原議員、大屋議員、田中議員、藤山議員、園山議員、多久和議員、小沢議員、倉井議員、絲原議員、福間議員、手銭議員、洲浜議員、渡辺議員、内田議員及び尾村議員は、いずれも平成17年度当時、島根県議会議員であった者である(以下、上記16名を併せて「細田議員ら」という。)

(2) 政務調査費に関する規定

ア 島根県政務調査費の交付に関する条例

島根県は、島根県政務調査費の交付に関する条例(以下「条例」という。)を制定し、政務調査費の交付に関して、以下のような規定をおいている(乙第1号証)。

記

(第1条)

この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第13項及び第14項の規定に基づき、島根県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(第2条)

政務調査費は、島根県議会の会派(所属議員が1人の場合を含む。)

及び議員の職にある者に対し交付する。

(第4条第1項)

議員に係る政務調査費は、月額27万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。

(第6条)

議長は、前条の規定により会派結成届のあった会派及び政務調査費の交付を受ける議員について、毎年度4月5日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

(第7条)

知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

(第8条第1項)

知事は、前条の規定により交付の決定を行った会派及び議員に対し毎四半期の最初の月の15日（その日が県の休日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に定める県の休日をいう。）に当たるときは、その翌日）に当該四半期に属する月数分の政務調査費を交付するものとする。ただし、1四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了の日の属する月までの月数分を交付するものとする。

(第9条)

会派及び議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

(第10条第1項)

会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別に定める様式により年度終了日

の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

(第11条)

議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

(第12条)

会派又は議員は、その年度に交付を受けた政務調査費に残余が生じたときは、その年度の収支報告書の提出後速やかに当該残余額を知事に返還しなければならない。

イ 島根県政務調査費の交付に関する規程

島根県議会は、条例を受け、島根県政務調査費の交付に関する規程（以下「規程」という。）を制定し、政務調査費の交付に関する必要な事項として、以下のとおり定めている（乙第2号証）。

(第4条)

条例第9条の使途基準は、会派に係る政務調査費については別表第1、議員に係る政務調査費については別表第2のとおりとする。

【別表第2】（以下「使途基準」という。）

項目	内容
調査研究費	議員が行う島根県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費
会議費	議員が行う地域住民の島根県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料

	等の購入に要する経費
広報費	議員が行う議会活動及び島根県政に関する政策等の広報活動に要する経費
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費

(第6条)

議長は、条例第10条の規定により提出された収支報告書の写しを、別記様式第7号により知事に送付するものとする。

(第7条)

会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(3) 政務調査費の支出

ア 島根県議会議長は、平成17年4月1日付けで、被告に対して、同年度において政務調査費の交付を受ける議員について通知し、同年8月17日に議員1名の辞職があったため、同日付けで同議長は、被告に対し、異動通知をした(甲第1号証)。

イ 被告は、この通知を受けて平成17年4月1日付けで平成17年度政務調査費について交付決定をし、細田議員らに通知した(甲第1号証)。

ウ 被告は、地方自治法第100条第13項、第14項、条例及び規程に

基づき、細田議員らに対し、平成17年度政務調査費として一人当たり324万円(27万円×12か月分)を同年4月15日、同年7月15日、同年10月17日及び平成18年1月16日の4回に分けて交付した。

(4) 収支報告書の提出

ア 細田議員らは、平成18年4月14日から同月28日の間に、平成17年度政務調査費についての収支報告書を提出し、同年5月末日までに、政務調査費の残余额を島根県知事に返還した(甲第1号証、乙第3号証の1, 2, 5, 8ないし10, 12, 13, 19, 21, 25ないし27, 31, 34, 37)。

イ 細田議員らの提出した収支報告書((5)において後述するとおり、一部の議員は、同年7月31日、修正した収支報告書を提出しているが、修正されたものについては修正後のもの)の主な内容は、別紙支出額記載のとおりである(乙第3号証の1, 2, 5, 8ないし10, 12, 13, 19, 21, 26, 27, 第4号証の7, 8, 10, 11)。

(5) 住民監査請求、監査委員による監査結果及び本訴提起

ア 原告は、平成18年6月13日、地方自治法第242条第1項に基づき、島根県監査委員に対し、細田議員らが平成17年度政務調査費を用途基準に反して違法に支出したとして、島根県知事に対して上記各議員に違法な政務調査費相当額の返還を請求するよう勧告することを求める旨の住民監査請求(以下「本件監査請求」という。)をした。

イ 同県監査委員が監査を実施したところ、島根県知事が平成17年度に島根県議会議員に交付した政務調査費のうち交通費・宿泊費について、費用弁償と重複している疑義が生じたため、島根県議会議長は、平成18年7月25日、各議員に対し、政務調査費の収支報告書の記載内容について再確認するよう要請した結果、細田議員、原議員、倉井議員及び

手銭議員ら島根県議会議員12名は、同月31日、議長に対し、修正した収支報告書を提出し、修正に伴い政務調査費を島根県に返還した（甲第1号証、乙第4号証の1ないし12、弁論の全趣旨）。

ウ 島根県監査委員は、上記以外の支出については、法令、条例、規程及び島根県会計規則に基づいて支出されており、明らかに違法と認められ、かつ、講ずべき措置の対象となるものはないと判断し、同年8月11日付けで本件監査請求を棄却した（甲第1号証）。

エ 原告は、平成18年8月31日、松江地方裁判所に対し、本訴を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

## 2 当事者の主張

### (1) 原告の主張

島根県議会の各議員に対して交付される政務調査費は、地方自治法23条の2に定める補助金であり、その支出は「公益上必要がある場合」（同条）にのみ支出がなされるべきものであり、「島根県議会議員の調査研究に資するため」（条例1条）に交付されるものであるところ、その用途は、島根県政に関連のある調査研究に係る用途基準に定められた範囲の経費に限定すべきである。細田議員らによる政務調査費の支出には、以下アないしケで主張するとおり、地方自治法、条例、規程の範囲を逸脱した違法な支出がある。被告は、議員に交付された政務調査費の支出が議員の調査研究のために必要かつ最小のものであり用途基準に合致するかについて判断ができない場合には、これを調査し、用途基準に合致しない支出がある場合には、当該議員に対して不当利得に基づき返還を求めべき義務を負うところ、細田議員らによる政務調査費の違法な支出について、島根県の損失により不当に利得しているから、被告は不当利得返還請求権の行使を違法に怠っている。

ア 自動車リース料等

(ア) 洲浜議員は自動車リース料合計58万3500円を、渡辺議員は自動車借上料52万8385円を、それぞれ調査研究費として平成17年度政務調査費から支出し、藤山議員は自動車借上料合計63万円を、糸原議員は自動車リース料合計78万2880円を、福間議員は自動車リース料合計106万9740円を、いずれも事務費として平成17年度政務調査費から支出した。

(イ) しかし、自動車リース料等の支払が1期4年の在職期間中継続してされるものとした場合、4年間の自動車リース料等合計は、洲浜議員の場合で230万円相当の自家用車を購入する場合の経費と、藤山議員の場合で約250万円相当の自家用車を購入する場合の経費と、糸原議員の場合で300万円以上の自家用車を購入する場合の経費と、福間議員の場合で約428万円相当の自家用車を購入する場合の経費と、それぞれ同等となるのであり、自家用車の取得・維持に匹敵するリース料による自動車の保持は、私的利用との線引きが困難であることからすれば、議員が行う島根県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費とも議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費ともいえず、違法な支出である。

#### イ 事務所使用料

(ア) 細田議員は自己所有の後援会事務所の使用料30万円を、田中議員は事務所賃借料57万6000円を、園山議員は、後援会事務所の使用料48万円及び事務委託料48万円を、それぞれ事務所費として平成17年度政務調査費から支出した。

(イ) しかし、政務調査活動は、議員の後援会活動とは異なる活動であり、後援会経費に政務調査費を充当することはできないのであるから、上記支出は、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費とはいえず、違法な支出である。

田中議員は、事務所賃料のうち4割を政務調査費から支出したとされるが、4割の根拠は不明であり、事務所使用の実態に即したものとはいえない。よって、上記支出は、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費とはいえず、違法な支出である。

#### ウ 給料等

- (ア) 議員は、政務調査活動だけではなく、政党に所属していれば政党活動、後援会を組織していれば後援会の活動等多彩な活動を行うが、使途基準に規定されている人件費は、「議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費」と規定されていることから、この人件費には、議員の活動全般を補助する職員を雇用する経費のうち政党活動や後援会活動などの政治活動を補助する人員について生じた費用は含まれない。

したがって、政務調査活動に要した費用と他の活動に要した費用とを区別することなく、これを政務調査費から支出することは違法な支出である。

- (イ) しかるに、原議員は給料合計195万円（給料13万円×15か月分）を、尾村議員は秘書人件費合計215万7888円を、洲浜議員は賃金合計120万円を、小沢議員は政務調査補助員の賃金合計96万円を、いずれも政務調査活動に要した費用と他の活動に要した費用とを区別することなく、平成17年度政務調査費から人件費として支出しており、違法な支出である。とりわけ、小沢議員の上記賃金の内容は、小沢議員の妻が同議員の日常活動を介助したことに対して支払われたものであり、議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費とはいえないから、違法な支出である。

#### エ タクシー代

園山議員は、タクシー代合計22万6470円を調査研究費として平

成17年度政務調査費から支出した。

しかし、収支報告書に上記タクシー代についての内訳はなく、私的な移動経費との区別が困難である上、タクシー代支出の原因はアルコールを伴う支持者との懇談会のための移動であることからすれば、上記支出は、議員が行う島根県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費とはいえず、違法な支出である。

#### オ ガソリン代

倉井議員は、ガソリン代年間分合計27万5000円を調査研究費として平成17年度政務調査費から支出した。

収支報告書に上記ガソリン代についての内訳はない。ガソリン1リットル当たり130円として試算すれば、倉井議員は、年間2115リットルのガソリンを使用したこととなり、ガソリン1リットルで10キロメートル走行すると仮定すると、走行距離は年間2万1150キロメートル、1か月当たり1763キロメートルとなる。倉井議員の平成17年度の公務日数は147日（県議会定例会：年間85日、閉会中の公務：年間62日）と多忙であり、このような公務の状況からすれば、政務調査活動として1か月当たり1763キロメートルを自家用車で走行することは困難である。また、そもそもガソリン代は私的な経費との区別が困難であることからすれば、上記支出は政務調査活動の経費といえるかどうか疑わしいというべきである。

#### カ 名刺印刷費

(ア) 田中議員はカラー名刺印刷費8万4000円を資料作成費として、園山議員は名刺印刷費2万7915円を広報費として、それぞれ平成17年度政務調査費から支出した。

(イ) しかし、田中議員の上記カラー名刺の内容は、田中議員の顔写真、スローガン、氏名、住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス

及び田中議員のプロフィールにとどまることからすれば、上記カラー名刺印刷費は、議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費には該当せず、違法な支出である。

また、名刺は、あいさつ等に際して配布するものであるにすぎないから、議員が行う議会活動及び島根県政に関する政策等の広報活動に要する経費には該当せず、違法な支出である。

#### キ 渡欧費用

手銭議員は、大英博物館、ベルギー王立美術館等を訪問し、渡欧費29万円を研修費として平成17年度政務調査費から支出した。島根県は美術館も博物館も有するが、そもそも研修としての視察旅行は一般の観光旅行との区別も困難であるし、研修としてあえて海外の美術館・博物館を訪問する必要もないところ、手銭議員の海外視察により、島根県の美術館や博物館の設営にとって何らかの効果があつたとも認められず、手銭議員の渡欧は、単なる夫婦海外旅行であつたというべきである。

したがって、上記支出は、団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費とはいえず、違法な支出である。

#### ク はがき代

大屋議員は、年末にはがき6000枚を購入してこれを印刷し、30万円を広報費として平成17年度政務調査費から支出した。大屋議員は、県政報告書の一つとして上記はがきを購入・印刷した旨の収支報告書を提出しているが、はがきの印刷された時期、はがきの記載内容、大屋議員の他の県政報告書に要した費用との比較からすれば、上記はがきは県政報告書ではなく年賀状というべきである。

よって、上記支出は、議員が行う議会活動及び島根県政に関する政策等の広報活動に要する経費とはいえず、違法な支出である。

#### ケ 広報誌発行費用

(ア) 多久和議員は、後援会の発行物である会報を出版し、その費用 88 万円を広報費として平成 17 年度政務調査費から支出し、小沢議員は、後援会の発行物である「県政レポート」を発行し、その作成費用及び郵送費用合計 130 万 4105 円を広報費として平成 17 年度政務調査費から支出し、内田議員は、後援会の発行物である広報誌の作成費用及び郵送費用合計 68 万 2676 円を広報費として平成 17 年度政務調査費から支出した。

(イ) しかし、後援会経費は、議員が行う議会活動及び島根県政に関する政策等の広報活動に要する経費とはいえないから、違法な支出である。

#### (2) 被告の主張

原告の主張は争う。政務調査費は議員の調査研究に資するために支出されるものであり、その用途については、条例、規程に違反しない限り、議員の裁量にゆだねられている。細田議員らは、交付された政務調査費を、以下アないしケのとおり、条例等の規定に従って使用しており、裁量を逸脱したとの事情は認められない。したがって、細田議員らが、平成 17 年度政務調査費を違法に支出したとはいえない。

#### ア 自動車リース料等

費用弁償として議員に支給される交通費は、議会への出席や議会を代表してする出張などの議会活動に要する経費に限られているところ、議員が政策立案や調査研究活動を行うに当たり、東西に長くしかも山間地が多く公共交通機関の便が悪い島根県において自動車を利用することは当然に予想されるのであるから、自動車リース料等を政務調査費から支出したことは、何ら不合理なことではなく、用途基準に反するものではない。

#### イ 事務所使用料

- (ア) 細田議員は、後援会事務所の使用料を政務調査費から支出していない。仮に支出していたとしても、後援会事務所において政務調査活動を行うことは十分に考えられることであり、その場合、後援会事務所の賃料の一部を政務調査費から支出しても、使途基準に反するものではない。
- (イ) 田中議員は、事務所の使用実態から費用の4割部分を政務調査活動として政務調査費から支出したのであり、その支出は使途基準に反するものではない。
- (ウ) 園山議員は、政務調査活動のための預金通帳、会計帳簿等と、後援会の預金通帳、会計帳簿等とを別にし、政務調査活動に係る事務所賃料、事務委託料を算出し、これを政務調査費から支出しているのであり、後援会事務所の使用料を政務調査費から支出していない。したがって、園山議員が事務所使用料及び事務委託料を政務調査費から支出したことは、使途基準に反するものではない。

#### ウ 給料等

- (ア) 原議員は、政務調査活動に専念している事務員（秘書）の給料を政務調査費から支出したのであり、その支出は使途基準に反するものではない。
- (イ) 尾村議員は、政務調査活動を補助した職員の人件費を政務調査費から支出したものであり、その支出は使途基準に反するものではない。
- (ウ) 洲浜議員は、政務調査活動を補助した職員の人件費を政務調査費から支出したものであり、その支出は使途基準に反するものではない。
- (エ) 小沢議員は、身体障害を負っており、政務調査活動を行うためには補助者が不可欠であるところ、妻を補助者とし、その人件費を政務調査費から支出することは、使途基準に反するものではない。また、96万円の給与は少額でこそあれ、多額ではない。

## エ タクシー代

議員が政策立案や調査研究活動を行うに当たってタクシーを利用することは当然に予想され、それに要したタクシー代を政務調査費として支出することは何らの違法もない。

園山議員は、政務調査活動を行った際にタクシーを利用しており、後援会活動の際に利用したタクシー代については後援会に負担させているのであって、上記支出は使途基準に反するものではない。

## オ ガソリン代

倉井議員の平成17年度の公務日数は107日（県議会定例会中の公務：50日，閉会中の公務：57日）であり，しかも，議長としての公務出張においては，多くの場合公務に一日を費やすことはなかったから，倉井議員は，公務を行った日においても，地域住民からの要望の聴取や地域住民との意見交換，視察等の政務調査活動を行うことが十分可能であった。また，倉井議員の自宅は，安来市から山間部に入ったところにあつて公共交通の便が悪く，自家用車を利用せざるを得ないところ，倉井議員の自宅から松江市内までは，往復で約70キロメートルであるから，1か月に1763キロメートル走行したとしても不自然ではない。

よつて，倉井議員がガソリン代を政務調査費から支出したは，使途基準に反するものではない。

## カ 名刺印刷費

(ア) 県議会議員は，県民からの意見聴取や視察，国会や中央官庁等への調査などの政務調査活動を行っているところ，自己紹介のために名刺の使用が必要不可欠であるから，政務調査活動に使用する名刺印刷費を政務調査費から支出することは何らの違法もない。

(イ) 田中議員は，名刺印刷費を「資料作成費」として計上しており，支出費目として妥当であったか否かについては検討の余地があるものの，

少なくとも名刺印刷費を「調査研究費」として計上し、政務調査費から支出することは使途基準にかなうものであるから、政務調査費の使途基準に該当する限り、内訳の計上欄の違いによって違法となるものではない。

(ウ) 園山議員は、名刺を政務調査活動で使用しているところ、当該名刺の印刷費を政務調査費から支出することは何らの違法もない。園山議員は、名刺印刷費を「広報費」として計上しており、支出費目として妥当であったか否かについては検討の余地があるものの、少なくとも名刺印刷費を「調査研究費」として計上し、政務調査費から支出することは使途基準にかなうものであるから、政務調査費の使途基準に該当する限り、内訳の計上欄の違いによって違法となるものではない。

#### キ 渡欧費用

調査研究・研修のために渡欧する議員は少なからずおり、その際の費用を政務調査費から支出しても使途基準に反するものではない。

手銭議員も、平成19年3月10日開館する予定であった県立古代出雲歴史博物館の建設の調査として、外国の博物館、美術館を訪問研修し、当該費用の一部を政務調査費から支出したものであるから、使途基準に違反するものではない。

#### ク はがき代

県議会議員がどのような方法で県議会報告をするのかは、議員が自主的に判断することであり、当該報告が規程に定める広報費の使途基準に該当する限り、当該報告に要した費用を政務調査費から支出することは違法ではない。

大屋議員は、年賀状に印刷して県議会報告をしたものであり、当該報告に要したはがき購入費・印刷費の支出は、使途基準に反するものではない。

#### ケ 広報誌発行費用

- (ア) 多久和議員が後援会の発行物の出版費を政務調査費から支出したことは否認する。多久和議員が会報の出版費を政務調査費から支出したことは、使途基準に反するものではない。
- (イ) 小沢議員が後援会の発行物の出版費を政務調査費から支出したことは否認する。小沢議員が「県政レポート」を政務調査費から支出したことは、使途基準に反するものではない。
- (ウ) 内田議員が後援会の発行物の作成費用等を政務調査費から支出したことは否認する。内田議員が広報誌の作成費用等を政務調査費から支出したことは、使途基準に反するものではない。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 地方自治法第100条第13項は、議会の議員に対する報酬（第203条第1項）、費用の弁償（同条第3項）及び期末手当（同条第4項）以外の給付として、議員に対し、議員の調査研究に資するための必要な経費としての政務調査費を交付することとする一方で、政務調査費の交付の対象、額等は条例で定めなければならないと定め、これを受けて条例第9条は、議員は政務調査費を使途基準に従い使用しなければならないと定め、規程第4条において政務調査費の使途基準が定められている。また、規程第7条は、政務調査費の交付を受けた議員に対し、会計帳簿の調製、証拠書類等の整理及び保管を義務付け、地方自治法第100条第14項及びこれを受けた条例第10条は、政務調査費に係る収支報告書の提出を義務付け、条例第12条は、政務調査費の残余额の返還を義務付けている。これらに加え、地方自治法第204条の2が、地方公共団体はいかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずにはこれをその議会の議員に支給することができないとされている趣旨をも併せ考えると、政務調査費の交付を受けた議員が、政務調査費を使途基準に反し県政の調査研究に資するため必要な経費以外のもの

に充てた場合、被告は、当該議員に対して不当利得返還請求権を有することとなり、当該請求権を行使すべき義務を負うというべきである。

## 2 自動車リース料等について

(1) 乙第3号証の10, 12, 13, 27, 第23号証の1, 2, 第28, 第29号証の各1ないし3, 第30号証の1及び3及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

ア 洲浜議員は、平成17年度当時、自動車1台をトヨタからリースで借り受け、トヨタに対し、1か月当たり9万3450円、年間合計112万1400円のリース料を支払っており、上記リース料のうち52パーセントに相当する58万3500円を調査研究費として平成17年度政務調査費から支出した。

イ 藤山議員は、平成17年度当時、自家用車とは別に自動車を株式会社日産フィナンシャルサービスからリースで借り受け、同社に対し、1か月当たり7万0665円、年間84万7980円のリース料を支払っており、リース料の75パーセントに当たる63万円を事務費として平成17年度政務調査費から支出した。

ウ 糸原議員は、平成17年当時、軽自動車や法人名義の自動車とは別に自動車を有限会社ダイハツ横田カーショップ（以下「ダイハツ」という。）及び山陰総合リース株式会社（以下「山陰総合」という。）からリースで借り受け、ダイハツに対し、1か月当たり7万3200円、平成17年4月及び5月分のリース料合計14万6400円を、山陰総合に対し、1か月当たり8万5050円、平成17年6月から平成18年3月までのリース料合計85万0500円を支払っており、ダイハツに対するリース料の7割に当たる10万2480円、山陰総合に対するリース料の8割に当たる68万0400円の合計78万2880円を事務費として平成17年度政務調査費から支出した。

エ 福間議員が、平成17年当時、自家用車2台とは別に自動車をトヨタレンタリース島根株式会社（以下「トヨタ」という。）からリースで借り受け、トヨタに対し、平成17年4月から同年9月まで1か月当たり10万1430円、同年10月から平成18年3月まで1か月当たり7万6860円、リース料合計106万9740円を支払っており、上記リース料全額を事務費として平成17年度政務調査費から支出した。

(2) 原告は、洲浜議員、藤山議員、絲原議員、福間議員が支出した自動車リース料が自家用車の取得と同程度の高額なものであるのに対し、リース料を支払って自動車を保持することは、私的利用との線引きが困難であるとし、調査研究費にも事務費にも該当しない旨主張する。

しかしながら、島根県においては、公共交通機関の整備が十分ではない現状において、議員が都市部だけではなく、中山間地域においても政務調査活動を行うことが必要である以上は、その政務調査活動に従事するに当たって、公共交通機関の他に自動車を利用することは容易に想定できるところであるから、これに要する費用を調査研究費あるいは事務費として政務調査費から支出すること自体は、用途基準に反するものではないと解され、また、自動車が政務調査活動と私用いずれにも使用されている場合において、自動車の要する経費を、実態に鑑みて相当と認められる割合に按分することも合理性を有するというべきである。

ア 洲浜議員

弁論の全趣旨によれば、長距離移動を伴う出張の場合を除き、洲浜議員が政務調査活動のために常に公共交通機関を利用していたとは認められないところ、政務調査活動のために自動車をリースで保有することは不合理とはいえず、また、乙第30号証の1によれば、洲浜議員が前記自動車を政務調査活動に使用された割合は52パーセント程度であったというのであって、この使用割合の相当性を否定するに足る証拠はな

いから、洲浜議員の前記支出は、使途基準に反するとまではいえない。

#### イ 藤山議員

乙第23号証の1によれば、藤山議員の自宅及び政務調査活動を行う地域においては公共交通機関が少ないというのであり、また、同議員は、私的な用事には主として妻名義の自家用車を使用しており、リースに係る自動車は専ら政務調査活動に使用しているから、政務調査活動に使用する割合は75パーセントを下ることはないというのであるから、藤山議員が政務調査活動のために自動車をリースすることも合理性を欠くとはいえないし、上記按分負担の相当性を否定するに足りる証拠もない。したがって、上記自動車リース料は、議員が行う調査研究活動に係る事務遂行に要する経費というべきであり、藤山議員の上記支出は、使途基準に反するとまではいえない。

#### ウ 絲原議員

乙第28号証の1によれば、絲原議員が政務調査活動を行う自宅周辺地域においては公共交通機関の便が悪いというのであり、また、同議員は、軽自動車や法人名義の自動車を政務調査活動以外の私的な用事のために使用し、リースに係る自動車は専ら政務調査活動に使用しているから、同車を政務調査活動に使用する割合は8割程度であるというのであって、上記按分負担の相当性を否定するに足りる証拠はない。したがって、同議員が政務調査活動のために自動車をリースで保有することも合理性を欠くとはいえず、上記自動車リース料は、議員が行う調査研究活動に係る事務遂行に要する経費というべきであり、絲原議員の上記支出は、使途基準に反するとまではいえない。

#### エ 福間議員

弁論の全趣旨によれば、長距離移動を伴う出張の場合を除き、福間議員が政務調査活動のために公共交通機関を利用したとは認められないと

ころ、このような場合に自動車をリースで保有することも不合理とはいえず、他の議員よりも高額なリース料であるとしても、政務調査の使途基準に反する不当なものとはいえない。乙第29号証の1によれば、福間議員は、リースに係る自動車を専ら政務調査活動に使用し、自家用車2台を私的な用事に使用しているというのであり、リースに係る車両が私的な用事に利用されたと認めることはできない。したがって、福間議員の上記支出は、使途基準に反するとまではいえない。

- (3) なお、渡辺議員の自動車借上料52万8385円については、後記6、(2)のとおり、その実質は、政務調査活動に際して自家用車を使用した際のガソリン代であるというものであるから、後記6のガソリン代において検討することとする。

### 3 事務所使用料について

- (1) 乙第3号証の2及び5、第4号証の11、第19号証の1、2、第22号証の1、第24号証の1、4及び5によれば、以下の各事実が認められる。

ア 細田議員は、平成17年度当時、自宅とは別に、訴外林英教から事務所を1か月当たり2万円で賃借し、同人に対して年間賃料として24万円を支払い、また、訴外梅康夫から駐車場を1か月当たり5000円で賃借し、同人に対して年間賃料として6万円を支払っており、上記賃料合計30万円を事務所費として平成17年度政務調査費から支出した。

イ 田中議員は、平成17年当時、自宅とは別に、訴外大谷嘉孝から事務所を1か月当たり12万円で賃借し、同人に対して年間賃料144万円を支払い、うち4割である57万6000円を事務所費として平成17年度政務調査費から支出し、残り6割を後援会に負担させた。

ウ 園山議員は、平成17年当時、自宅とは別に、訴外株式会社ひらたから事務所を1か月当たり20万円で賃借し、賃料の負担割合を、後援会

8万円、自民党支部8万円、政務調査費4万円として、同社に対して年間賃料として240万円を支払い、うち48万円を事務所費として平成17年度政務調査費から支出し、また、出納、会計、報告書の作成等の事務作業を同社に委託し、事務委託料として1か月当たり4万円、年間48万円を事務所費として平成17年度政務調査費から支出した。

- (2) 議員が政務調査活動を行うために資料の保管場所や活動拠点等として自宅とは別に事務所が必要となることは容易に推測できるから、自宅とは別に事務所を構え、議員が事務所賃料を支出した場合において、この賃料を議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に係る経費として政務調査費から支出すること自体は、何ら使途基準に反するものではないし、また、事務所が政務調査活動のほかに後援会活動にも使用されている場合において、事務所に要する経費を、実態に鑑みて相当と認められる割合に按分し、政務調査活動に要した経費を政務調査費から支出することも合理性を有すると解すべきである。
- (3) 原告は、細田議員が前記(1)、アの事務所が後援会活動に利用されていたものであることを前提として、同事務所の賃料は政務調査費のうちの事務所費には当たらないと主張するが、そのような事実を認めるに足りる証拠はないから、前記主張を採用することはできない。
- (4) 乙第22号証の1によれば、田中議員は、政務調査活動と後援会活動との使用実態から、負担割合を前記(1)、イのとおりとしたというのであり、この負担割合の相当性を否定するに足りる証拠はない。また、園山議員自身、事務所の賃料の一部を後援会に負担させていることからしても、当該事務所が政務調査活動とは別に後援会活動にも使用されていることを前提としたものであるが、その上記按分割合が実態に鑑みて相当性を欠いていると認めるに足りる証拠はない。

したがって、田中議員及び園山議員の各事務所賃料を、各議員が調査研

究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として政務調査費から支出したことは，使途基準に反するものとまではいえない。

また，園山議員が支出した出納，会計，報告書の作成等の事務作業委託料は，事務所費の使途基準に該当するかどうか疑問の余地がないわけではないが，少なくとも事務費あるいは人件費の使途基準に反するものとはいえないと解されるから，収支報告書の作成上の問題はあるとしても，園山議員が事務作業委託料相当額を不当に利得したとはいえない。

#### 4 給料等について

- (1) 乙第3号証の1，9，27，第4号証の7，第20号証の1，第26号証，第30号証の1，2，第33号証の1ないし4によれば，以下の各事実が認められる。

ア 原議員は，平成17年度当時，秘書1名を雇用しており，秘書給与として1か月当たり13万円，賞与（3か月分相当）を含めて，年間195万円を支出し，上記給与等合計195万円を人件費として平成17年度政務調査費から支出した。

イ 尾村議員は，平成17年8月1日以降秘書1名を雇い，尾村議員作成に係る「政務調査にかかわる秘書の就業規定」に基づき，上記秘書に関し，1か月当たりの給与16万9000円×8か月，一時金及び残業手当合計33万3500円，法定福利費18万3860円，交通費28万8528円を支出し，合計215万7888円を人件費として平成17年度政務調査費から支出した。

ウ 洲浜議員は，平成17年当時，秘書2名を雇用しており，うち1名は主として政務調査活動に，うち1名は専ら後援会活動に携わっていたところ，政務調査活動に携わる秘書に対し，給与1か月当たり11万円，年間132万円を支払い，給与のうち後援会が負担する額（1か月当たり1万円，年間12万円）を控除した120万円を人件費として平成1

7年度政務調査費から支出した。

エ 小沢議員は、平成17年度当時、脳卒中により左半身が麻痺しており、身体障害者1級の認定を受けており、同議員の妻が政務調査活動に必要な自動車の運転、事務を含む同議員の日常生活全般において同議員の介助をしていたことから、妻に対する給与1か月当たり8万円、年間96万円を人件費として平成17年度政務調査費から支出した。

(2) 議員が政務調査活動を補助する秘書等を雇い、給与等を議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費として政務調査費から支出することは、使途基準に反するものではない。

この点、原告は、議員の多彩な政治活動を補助する人員について生じた費用のうち政務調査活動に要したものの以外の費用は、政務調査活動に要した費用とはいえないと主張する。

しかしながら、乙第20号証の1によれば、原議員は、平成17年度は選挙の2年前であり後援会活動はほとんどしておらず、秘書は政務調査活動に専念していたというのであり、これを覆すに足りる証拠はない。したがって、原議員の上記支出は、使途基準に反するとまではいえない。

また、尾村議員が、秘書に対して、政務調査活動以外の活動への対価を支払い、これを政務調査費から支出したと認めるに足りる証拠はない。上記事実によれば、尾村議員の上記支出も使途基準に反するとまではいえない。

さらに、乙第30号証の1によれば、洲浜議員は、主として政務調査活動を行う秘書が後援会活動を手伝うこともあることを考慮し、給与のうち1万円を後援会から支出し、残額を政務調査費から支出しているというのであり、このような費用分配の相当性を覆すに足りる証拠はない。したがって、洲浜議員の上記支出は、使途基準に反するとまではいえない。

(3) 原告は、小沢議員の妻に対する給与は同議員の日常活動を介助したこと

に対して支払われたものであり、議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費とはいえないと主張するが、議員が政務調査活動をするに当たって受けた介助を金額として評価し、これを人件費として政務調査費から支出することは使途基準に反するとはいえない。そして、障害者である小沢議員が政務調査活動をするに当たり介助を必要とすること、小沢議員が他に秘書を雇っていたなどの事情が認められないこと、上記給与金額は介助を含まない秘書給与としても必ずしも高額であるとはいえず相当というべきであることからすれば、小沢議員の上記支出は、使途基準に反するものとはいえないと解する。

#### 5 タクシー代について

(1) 乙第3号証の2，第24号証の1によれば、園山議員は、平成17年度において、県政懇談会の際にタクシーを利用し、タクシー代年間合計22万6470円を調査研究費として平成17年度政務調査費から支出したことが認められる。

(2) 議員が、政務調査活動を行うに当たって、公共交通機関やタクシーを利用することは容易に想定できるところ、これに要する費用を議員が行う島根県の事務及び地方行財政に関する調査研究に要する経費として政務調査費から支出することは、使途基準に反するものではない。

この点、原告は、アルコールを伴う支持者との懇談会のためのタクシー代を政務調査費から支出することは使途基準に反すると主張するが、乙第24号証の1によれば、園山議員の開催している県政懇談会とは、集会所や公民館、漁協や農協で行われる県政の報告及び意見交換会であり、会費に見合う程度の酒が出される懇談会であるというのであるが、このような県政懇談会が、政務調査の趣旨から外れた支援者との懇談会とまでは認められない。

また、原告は、収支報告書にタクシー代についての内訳はなく、私的な

移動経費との区別が困難であると主張するが、乙第24号証の1によれば、園山議員は年に60回から100回程度県政懇談会を開催しており、1回当たり片道タクシー代として2000円ないし3000円程度というのであり、これによれば、年間のタクシー代として上記の金額を支出することになったとしても不合理ではない。したがって、園山議員の上記支出は、使途基準に反するという事はできない。

## 6 ガソリン代について

(1) 乙第3号証の19、第4号証の8、第27号証、第31号証の1及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

ア 倉井議員は、平成17年度において、政務調査活動のためにしばしば自家用車を使用しており、倉井議員の自家用車の平成17年度の年間走行距離は約1万1000キロメートルであったところ、倉井議員は、自家用車の政務調査活動のために使用した割合を5割、1キロ当たりのガソリン代を50円として、政務調査活動に要したガソリン代を計算し(1万1000キロメートル×0.5×50円)、27万5000円を調査研究費として平成17年度政務調査費から支出した。

イ 渡辺議員は、平成17年度当時、政務調査活動のために自家用車を使用することがあり、自家用車のガソリン代52万8385円を調査研究費として平成17年度政務調査費から支出した。

(2)ア 議員が、政務調査活動を行うに当たって自家用車を使用し、ガソリン代を調査研究費として政務調査費から支出すること、政務調査活動と私用いずれにも使用される自家用車のガソリン代を、実態に鑑みて相当と認められる割合に按分し、政務調査活動に使用されたガソリン代を政務調査費から支出することは、使途基準に反するものではない。

イ 倉井議員は、政務調査活動として使用した割合が5割であるとしてこれに相当するガソリン代を算出しているところ、原告は、倉井議員が政

務調査費から支出したガソリン代が高額であり、倉井議員の公務の状況からすれば、政務調査活動のために自家用車を上記ガソリン代に相当する程度使用することは困難であったと主張し、確かに、乙第27号証及び弁論の全趣旨によれば、倉井議員が、平成17年度において、島根県議会議長に就任したことが認められるが、平成17年度の定例県議会の会期日数は土曜日、日曜日、祝日を含めて83日であったこと、倉井議員が平成17年度の県議会議長として度々公務出張をしていたことが認められるが、このような公務の状況からしても、倉井議員が政務調査活動として年間5500キロメートル（1万1000キロメートル×0.5）程度自家用車を走行させることが困難であったと推認することはできず、他に原告の主張を認めるに足りる証拠はない。

しかしながら、倉井議員は、1キロメートル当たりのガソリン代を50円として政務調査に要したガソリン代を算出しているところ、乙第5号証、（議会の議員の報酬及び費用弁償支給条例）及び第31号証の2（職員の旅費に関する条例）によれば、島根県議会議員は、自家用車を公務としての旅行等に使用した場合、1キロメートル当たり20円の旅費の支給を受けるとされており、これと比較しても、上記計算によって算出されるガソリン代は著しく高額であって、政務調査費の支出について上記条例が適用されるわけではないものの、少なくとも自家用車の燃費が1キロメートル当たり20円を上回ることは通常ありえないことが当裁判所に顕著な事実であるから、少なくとも1キロメートル当たり20円を上回る部分については、実際に支出のない架空請求であるということが推認できる。したがって、倉井議員に1キロメートル当たりのガソリン代を20円として算出した部分の支出については不当利得であるとまではいえないが、これを超える部分である16万5000円（27万5000円－5500キロメートル×20円）については、ガソリン代の

計算が著しく合理性ないし相当性を欠くものであって、違法な支出である。

ウ また、渡辺議員は、自家用車の平成17年度の年間走行距離1万4530キロメートル、1キロメートル当たりのガソリン代37円として平成17年度の年間ガソリン代を計算したというのであるが、島根県議会議員が自家用車を公務としての旅行等に使用した場合の旅費の支給基準が、前記イのとおり、少なくとも渡辺議員の使用していた自家用車の燃費が1キロメートル当たり20円を超える部分である23万7785円（52万8385円－1万4530キロメートル×20円）のガソリン代の計算が著しく相当性を欠くものであり、違法である。

エ なお、乙第3号証の19によれば、渡辺議員は、上記ガソリン代を車借上料として平成17年度政務調査費の収支報告書に記載しており、この報告内容は前記認定事実に反するものであるが、支出の費目を誤ったことが不当利得の成立に直接結びつくわけではないから、この点だけを理由として不当に利得があるとはいえない。

## 7 名刺印刷費について

(1) 乙第3号証の2及び5、第22号証の1、2、第24号証の1、2によれば、以下の各事実が認められる。

ア 田中議員は、平成17年度において、政務調査活動に使用する目的で、表面に田中議員の顔写真、「やすらぎとゆたかさの郷土づくりを目指して」とのスローガン、島根県議会議員との肩書、氏名、事務所及び自宅住所、電話番号、ファックス番号、Eメールアドレス、裏面に田中議員のプロフィールが印刷されているカラー名刺1万枚を作成し、その印刷費8万4000円を資料作成費として平成17年度政務調査費から支出した。

イ 園山議員は、平成17年度において、政務調査活動に使用する目的で、表面に島根県議会農水商工委員長との肩書及び氏名、裏面に島根県議会

事務局、事務所及び自宅の住所、電話番号、ファックス番号が印刷されている名刺を作成し、印刷費2万7915円を広報費として平成17年度政務調査費から支出した。

- (2) 議員が、政務調査活動を行うに当たって名刺を使用することは容易に想定できるところ、上記認定事実からすると、田中議員及び園山議員がそれぞれ作成した名刺に印刷された内容からしても、政務調査活動に使用されるものであるということと整合性があるものと解されるから、両議員が上記印刷費をそれぞれ政務調査費から支出したこと自体には違法はない。

なお、田中議員が上記名刺印刷費を資料作成費（議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費）として収支報告書を作成し、これを議長に提出したが、資料作成費の範囲に含まれるとすることには多いに疑問の余地があり、議長による必要な調査がされたのか否かについて疑問を抱かざるを得ないが、少なくとも広報費（議員が行う議会活動及び島根県政に関する政策等の広報活動に要する経費）あるいは調査研究費（議員が行う島根県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費）には該当するものと解されるから、政務調査費から支出したこと自体には違法はなく、田中議員にこれに伴う不当利得はないといえるから、原告の主張自体は、園山議員についてはもちろん、田中議員についても採用することができない。

## 8 渡欧費用について

- (1) 乙第4号証の10、第14、第15号証、第17号証及び弁論の全趣旨によれば、手銭議員が、平成17年6月13日から同月25日まで、妻と二人で、イギリス、ベルギー、フランス、スイスを旅行し、大英博物館、ロンドン大学の図書館、ベルギー王立美術館、ルーブル美術館、オルセー美術館等を訪問、レマン湖畔のモントレーの町並み及びチューリッヒ湖畔のチューリッヒの町並み等を視察、知人であるベルギーのボードワン国王

財団の理事及びその家族を訪問するなどし、妻の分を併せ渡欧費として約111万8672円を支出したこと、その約半分である58万0098円の約2分の1である29万円を研修費として平成17年度政務調査費から支出したこと、平成14年度まで島根県議会議員を対象とする公費による海外視察・調査が実施されていたが、平成15年以降実施されていないことが認められる。

- (2) 議員が地方公共団体による地方行政に関わる事項について調査研究あるいは研修を目的として海外を訪問すること自体は、必要かつ合理性を有することがあることは否定できないから、使途基準において、研修費につき「団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費」と規定されてはいるものの、島根県議会議員を対象とする公費による海外視察・調査が実施されなくなった平成15年度以降、個人的に海外視察を行い、それに要した費用を政務調査費から支出することが使途基準に直ちに反するものであるとはいえないが、その旅行目的、旅行先、旅行計画ないし旅行内容、同伴者の有無、同伴者と議員との関係、旅行目的と同伴者の存在との関連性の有無等を総合して、その海外訪問の実態が地方行政に関わる事項について調査研究あるいは研修を主な目的としたものと認めることができない場合には、その海外訪問に要した費用は、全額研修費に当たらないものとして、政務調査費のうちの研修費として上記費用の一部を支出することも違法となるというべきである。

そして、乙第14号証によれば、手銭議員は、平成17年当時、島根県において県立博物館が設立される計画があったこと、宍道湖畔に立地する県立美術館があったことから、美術館運営等の研修として上記のとおり視察旅行をしたと陳述するところではあるが、そのような旅行目的からすると、妻を同伴する必要性があったとはいえず、目的地も観光地であり、その訪問した施設も美術館や博物館等であったことからすると、全体とし

て前記旅行は、妻との私的な観光旅行という性格を多分に含んでいたものであるといわざるを得ず、その私的旅行部分を明確に区分することも困難である。

したがって、上記支出は、使途基準に反し、違法である。

## 9 はがき代について

- (1) 乙第3号証の8，第21号証の1，2及び弁論の全趣旨によれば，平成17年6月，9月，12月，3月に定例県議会があり，大屋議員が，閉会後に議会報告を発行していること，平成17年12月21日に50円年賀はがき6000枚購入・印刷し，はがき購入費及び印刷費として34万3350円を支出したこと，上記年賀はがきには，「県議会報告」との表題，年始のあいさつ及び謝辞，「12月定例県議会では，10億4100万円余の補正予算と諸議案を審議可決いたしました。又，懸案の浜田医療センターの新築移転が正式に決定致しました。5ヶ年の中で完成するように，一生懸命取り組んでいきます。いよいよ，本件10月1日には，浜田市と那賀郡との市町村合併となります。今後ともご指導の程よろしく願いいたします。」等が記載されていたこと，大屋議員が上記費用を広報費として平成17年度政務調査費から支出したことが認められる。
- (2) 議員がどのような方法で県議会報告をするのかは，議員の裁量にゆだねられており，使途基準に合致する限りその費用を政務調査費から支出しても違法ではない。上記年賀はがきは，年始のあいさつが記載されており実質的には年賀状であることは否定できないが，議会活動及び島根県政に関する内容が詳細とはいえないものの記載されており，大屋議員の議会活動及び島根県政に関する政策等を広く報じることを目的とした通信であると認められないわけではない。したがって，大屋議員が，上記年賀状に要した経費を政務調査費から支出したことは，使途基準に反するとまではいえない。

10 広報誌発行費用について

(1) 乙第3号証の9, 21及び26, 第25号証の1, 2, 第26号証, 第32号証の1ないし5によれば, 以下の事実が認められる。

ア 多久和議員は, 平成17年度において, 「後援会だより」との表題のもとで, 多久和議員が企画した家庭教育のあり方に関する講演会等の報告, 懇談会等のお知らせ, 同議員が年4回あった定例県議会でした質問の要旨, 同議員のプロフィール等が記載されたA3版用紙の両面に2色刷りされた会報誌を5万部作成し, これを出雲市全域の市民に頒布し, 同議員が上記会報誌の作成費及び印刷費合計88万円を支出し, これを広報費として平成17年度政務調査費から支出した。

イ 小沢議員は, 平成17年度において, 県政レポートを年2回はがき印刷の形で発行し, 県政レポート作成費, 印刷費, あて名書き料として合計49万4105円, はがき代として81万円(50円はがき×約16000枚)を支出し, 合計130万4105円を広報費として平成17年度政務調査費から支出した。

ウ 内田議員は, 平成17年度において, 定例県議会における審議内容の報告, 内田議員の県議会における質問の要旨, 島根県の行財政に関する諸問題についての内田議員の意見等が印刷された議会報「active 8 (アクティブ・エイト)」を年3回作成し, これを選挙区の全世帯, 支援組織及び選挙区外の希望者に配布し, 作成費用及び郵送費用合計68万2676円を広報費として平成17年度政務調査費から支出した。

(2) 県議会議員がどのような方法で県議会報告をするのかは, 議員の裁量にゆだねられており, 用途基準に合致する限りその費用を政務調査費から支出しても違法ではない。

この点, 原告は, 多久和議員の発行した上記会報誌について, 後援会の発行物であり, これに要した費用は, 後援会に関する経費であって, 議会

活動及び島根県政に関する政策等の広報活動に要する経費とはいえないと主張し、確かに、上記会報誌の表題が「後援会だより」とされ、後援会に属する会員に配布される会報誌であったことは否定できない。

しかしながら、使途基準によれば、政務調査費のうちの広報費は、議員が行う議会活動及び島根県政に関する政策等の広報活動に要する経費をいうところ、上記(1)に認定したとおり、上記会報誌は、多久和議員の県議会における活動や県政に無関係とはいえない事項に関する講演会の報告等が記載されているものであったことからすれば、その作成費及び印刷費は、議員が行う議会活動及び島根県政に関する政策等の広報活動に要する経費といえるのであって、後援会に属する会員に配布されるものであったことをもって上記広報活動に当たらないということにはならない。

したがって、多久和議員の上記支出は、使途基準に反するものとはいえない。

- (3) 小沢議員が発行した県政レポートの詳細は不明であるが、地方行財政に関する政策等の詳細をはがきに記載・印刷することは困難であるとしても、これを記載・印刷することが不可能であるとはいえず、議員がはがきを利用して県政に関する政策等の広報活動を行うことも、裁量の範囲内にあるものというべきである。

原告は、上記県政レポートについても後援会の発行物であり、これに要した費用は、後援会に関する経費であって議会活動及び島根県政に関する政策等の広報活動に要する経費とはいえないと主張するが、上記県政レポートが後援会の発行物であることを認めるに足りる証拠はないことに加えて、前記のとおり、後援会の発行物であるということだけから、その配布が上記広報活動に当たらないということにはならない。

したがって、小沢議員の上記支出が使途基準に反するものとまではいえない。

(4) 原告は、内田議員作成の上記議会報についても後援会の発行物であり、これに要した費用は、後援会に関する経費であり、使途基準に反すると主張するが、上記議会報が後援会の発行物であることを認めるに足りる証拠はないばかりか、前記のとおり、後援会の発行物であるということだけから、その配布が上記広報活動に当たらないということにはならないのであって、上記の議会報の内容からすれば、内田議員の議会活動及び島根県政に関する政策等の広報活動のためのものであることは明らかであるといえ、これに要した費用を政務調査費から支出したことに、使途基準に反するところはない。

11 以上によれば、倉井議員の平成17年度政務調査費の支出のうち調査研究費として支出された16万5000円、手銭議員の平成17年度政務調査費の支出のうち研修費として支出された29万円、渡辺議員の平成17年度政務調査費の支出のうち調査研究費として支出された23万7785円は、いずれも使途基準に反する違法な支出であり、島根県議会議員の調査研究に資するため必要な経費（条例1条）の支出とは認められず、倉井議員は、島根県に対し、不当に利得した16万5000円を返還する義務を、手銭議員は、島根県に対し、不当に利得した29万円を返還する義務を、渡辺議員は、島根県に対し、不当に利得した23万7785円を返還する義務を負い、被告は、上記各議員に対して不当利得返還請求権を有するといえる。

よって、原告の請求は、上記の限度で理由があるからこれを認容し、その余についてはいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法64条本文を適用して、主文のとおり判決する。

松江地方裁判所民事部

裁判長裁判官 片 山 憲 一

裁判官 三 島 恭 子

裁判官 角 田 祥 子

支 出 額

1 細田議員

項目	支出額	備考
調査研究費	69万2776円	交通費（JR その他）60万1058円 タクシー乗車賃 4万4700円 調査研究費 4万7018円
研修費	38万4010円	交通費（JR その他）17万7300円 宿泊費 6万0710円 諸会議参加費 14万6000円
会議費	10万9000円	会場費 5万5000円 資料印刷費 5万4000円
資料作成費	14万6000円	印刷費 5万6000円 企画費 6万円 レポート代 3万円
資料購入費	17万3000円	書籍購入費 6万2400円 新聞購読料 11万0600円
広報費	63万7890円	企画印刷費 42万5500円 送料費 21万2390円
事務所費	45万0210円	調査研究事務所等借上料 30万円 ガソリン代等管理運営費 15万0210円
事務費	53万9630円	事務用品代 28万5230円 通信費 15万8400円 リース代 9万6000円
人件費	12万円	調査研究整理事務賃金 12万円
合計	325万2516円	

## 2 原議員

項目	支出額	備考
調査研究費	41万3295円	調査費，交通費等
研修費	61万4286円	会費，交通費等
会議費	6万2161円	会場費等
資料作成費	3万6000円	印刷費
資料購入費	6万円	新聞代等
広報費	0円	
事務所費	10万円	水道・光熱費
事務費	5万円	文具等
人件費	195万円	給料13万円×15か月
合計	328万5742円	

## 3 大屋議員

項目	支出額	備考
調査研究費	153万8126円	交通費，調査・研究費
研修費	13万3980円	
会議費	8万8230円	
資料作成費	150円	
資料購入費	1万4800円	
広報費	97万1720円	県政報告書印刷費4月19日 8万4000円 県政報告書印刷費10月12日 9万9600円 県政報告11月7日はがき50円×1000枚

		5万円 県政報告書印刷費 11月24日 2000枚 7万3000円 県政報告書印刷費 12月21日はがき 50円×6000円 34万3350円 県政報告書印刷費 12月28日 8万1230円 レポート代平成18年2月21日, 自民党議連調査・研修レポート 3万円
事務所費	20万円	事務所借料 1月9日
事務費	35万5133円	事務用品, 通信費
人件費		
合計	330万2139円	

#### 4 田中議員

項目	支出額	備考
調査研究費	27万0650円	農林関係調査交通費 5万4600円 道路関係調査交通費 6万2300円
研修費	97万8053円	研修会・後援参加費 30万1000円 地方財権研修交通費 7万7100円
会議費	16万1449円	5月10日研修メンバー昼食会 6万1849円 4月25日県政報告会案内用はがき 3万円
資料作成費	10万7917円	2月27日カラー名刺印刷 8万4000円
資料購入費	16万7760円	購読料 15万9720円
広報費	7万4000円	4月4日 80円切手 5万0800円 12月26日 80円切手 4万8000円

		3月29日80円切手 4万8000円 ただし、費用は後援会と折半負担
事務所費	90万0028円	事務所賃借料 57万6000円 光熱費他 32万4028円
事務費	12万9187円	通信費 5万5444円 4月26日コピー機トナー 4万3050円 2月20日印刷機他購入 3万2250円
人件費	52万2800円	事務所職員給与
合計	331万1844円	

## 5 藤山議員

項目	支出額	備考
調査研究費	81万0818円	政務調査研究費，交通・宿泊費 81万0818円
研修費	61万6524円	研修会参加費 61万6524円
会議費	5万0871円	政策等意見集約会議費 5万0871円
資料作成費	6万7344円	政策資料作成費 6万7344円
資料購入費	21万9643円	書籍購入費 13万0663円 購読料 8万8980円
広報費	7万3094円	政策広報送料 7万3094円
事務所費	42万0200円	調査研究事務所借上料 42万0200円
事務費	121万0431円	事務通信費等 58万0431円 自動車借上料 63万円
人件費	0円	
合計	346万8925円	

6 園山議員

項目	支出額	備考
調査研究費	139万6880円	交通費、宿泊費等 116万9123円 (5月分タクシー代 1万6250円 6月分タクシー代 3万3340円 7月分タクシー代 1万7900円 8月分タクシー代 1万5200円 9月分タクシー代 1万9910円 10月分タクシー代 1万7730円 11月分タクシー代 3万3270円 12月分タクシー代 2万1530円 1月分タクシー代 1万4710円 2月分タクシー代 1万5830円 3月分タクシー代 2万0800円) 議連活動費 4万6857円 懇談会会費等 18万0900円
研修費	0円	
会議費	0円	
資料作成費	0円	
資料購入費	0円	
広報費	85万8545円	議会だより 53万4340円 県政研究レポート 8万1040円 ホームページ 21万5250円
事務所費	96万円	事務所家賃 48万円

		事務委託料 48 万円
事務費	35 万 5356 円	郵券代 15 万 9420 円 電話代 11 万 9966 円 消耗品費 6 万 5530 円
人件費	0 円	
合計	357 万 0781 円	

## 7 多久和議員

項目	支出額	備考
調査研究費	20 万 9000 円	調査研修費 県外 13 万 4000 円 県内 7 万 5000 円
研修費	6 万円	21 世紀環境研究 6 万円
会議費	31 万 1000 円	各支部研修会 31 会場 20 万 7000 円 語る会 10 万 4000 円
資料作成費	10 万 5000 円	県政報告会資料 10 万 5000 円
資料購入費	17 万 7000 円	書籍購入 4 万 5000 円 購読料 13 万 2000 円
広報費	88 万円	会報費 5 万部 88 万円
事務所費	27 万 5000 円	光熱費 18 万円
事務費	51 万円	はがき 6000 枚 30 万円 電話料 21 万円
人件費	75 万円	給料 6000 円×125 75 万円
合計	327 万 7000 円	

## 8 小沢議員

項目	支出額	備考
調査研究費	26万2989円	県政調査研究費 4万3197円 交通費・宿泊費等 21万9792円
研修費	27万2673円	研修会参加費 14万5500円 交通費・宿泊費等 12万7173円
会議費	26万2115円	会場費 17万0986円 茶菓代 9万1129円
資料作成費	4万1201円	印刷・製本代 2万9244円 写真代 1万1957円
資料購入費	9万3306円	書籍購入費 4万1446円 購読料 5万1860円
広報費	136万8905円	県政レポート作成費 49万4105円 郵送料 81万円 交通費 6万4800円
事務所費	7779円	事務所管理修繕費 7779円
事務費	13万3050円	事務用品・備品購入費 12万8730円 通信費 4320円
人件費	96万円	政務調査補助費 96万円
合計	340万2018円	

## 9 倉井議員

項目	支出額	備考
調査研究費	102万9038円	県内，県外，海外調査等 (新しい歴史教科書シンポ 5万6000円)

		寧夏島根県民交流 22万3100円 有機農業研修会 7万0100円 モンゴル国環境交流 25万8500円 土地改良議連研修要望 5万0500円 高速道促進研修 4万6800円 ガソリン代年間分按分 27万5000円)
研修費	35万1490円	政策勉強会, 研修会参加旅費等
会議費	0円	
資料作成費	5万8000円	印刷費 (政策研究レポート 3万円)
資料購入費	24万9746円	各種月刊誌, 新聞 (月間MOKU 3万6000円 日本人事名鑑 12万8000円)
広報費		
事務所費	36万円	事務所借上げ (3万円×12か月) 36万円
事務費	32万8955円	コピー代 コピー機リース代 22万5540円
人件費	36万円	手当て (3万円×12か月) 36万円
合計	273万7229円	

## 10 絲原議員

項目	支出額	備考
調査研究費	70万5160円	交通費
研修費	60万7591円	
会議費	8万3410円	

資料作成費	10万4704円	
資料購入費	21万1270円	
広報費	3万7800円	
事務所費	28万8000円	
事務費	101万2245円	自動車リース料 合計78万2880円
人件費	12万5000円	
合計	317万5180円	

### 1.1 福間議員

項目	支出額	備考
調査研究費	80万1585円	交通費, 宿泊費
研修費	10万0600円	交通費, 宿泊費
会議費	25万1890円	県政報告会, 政策検討会会場費
資料作成費	0円	
資料購入費	23万2515円	
広報費	17万1600円	県政報告資料印刷費
事務所費	26万1248円	
事務費	143万5662円	政務調査用自動車年間リース料 106万9740円
人件費	0円	
合計	325万5100円	

### 1.2 手銭議員

項目	支出額	備考

調査研究費	107万4964円	交通費
研修費	29万円	6月13日から6月25日渡欧，主に博物館，美術館事情を研修（同費用の一部を計上） 訪問先：大英博物館，ロンドン大学，ベルギー王立美術館，ルーブル，オルセー美術館 29万円
会議費	42万5865円	会場費 19万2000円
資料作成費	9万8000円	県政報告書 3万円
資料購入費	18万0758円	購読料 11万8200円
広報費	0円	
事務所費	39万7300円	借上料 24万円
事務費	28万4620円	通信費 16万4620円
人件費	57万6000円	
合計	332万7507円	

### 1.3 洲浜議員

項目	支出額	備考
調査研究費	130万8769円	調査用自動車リース費 58万3500円 交通費，宿泊費
研修費	7万2000円	研修会参加費，会費，交通費
会議費	16万0963円	会場費，交通費
資料作成費	0円	
資料購入費	6万1400円	書籍購入費
広報費	1万3650円	報告書印刷費
事務所費	16万8000円	議員別館使用量

事務費	49万4690円	備品購入費, 通信費, 事務用品費
人件費	120万円	12か月分賃金
合計	347万9478円	

#### 1.4 渡辺議員

項目	支出額	備考
調査研究費	198万7601円	調査政策研究 90万円 車借上料 52万8385円 交通費他 55万9216円
研修費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	16万3164円	購読料 16万3164円
広報費	104万8480円	議会だより印刷(4回分) 44万7090円 発送料 60万1390円
事務所費	16万8000円	事務所借上料 16万8000円
事務費	8万1532円	事務消耗品 3万9192円 通信費 4万2340円
人件費	20万円	調査アルバイト事務賃金(5人分) 20万円
合計	364万8777円	

#### 1.5 内田議員

項目	支出額	備考
調査研究費	24万2442円	車燃料費 21万2342円

		高速道路通行費 3万0100円
研修費	39万6744円	政治経済懇話会会費 7万円 議員研修費等 10万6740円 タクシー代 21万7204円 その他 2800円
会議費	32万2881円	会議負担金 4万1000円 宿泊費 5630円 各種団体意見交換 26万6730円 その他 9521円
資料作成費	0円	
資料購入費	46万9422円	各種新聞代 20万6272円 政策関係誌 16万0100円 自治年鑑 6万3000円 その他 4万0050円
広報費	68万2676円	アクティブ・エイト(3回分) 58万4796円 郵送料 9万7880円
事務所費	36万円	事務所借上料(3万円×12か月)
事務費	36万4637円	通信費 17万9491円 文具・リース等 2万2446円 灯油 1万5859円 茶菓代 5万4008円 その他 9万2833円
人件費	48万円	4万円×12か月
合計	331万8802円	

16 尾村議員

項目	支出額	備考
調査研究費	14万9700円	高速道路代等交通費
研修費	0円	
会議費	2万3246円	県政要望を聞く懇談会費用
資料作成費	0円	
資料購入費	6万8300円	図書資料購入費
広報費	0円	
事務所費	79万3637円	事務所家賃 42万円 管理費（光熱費・通信費）37万3637円
事務費	33万3552円	IT関連費用 20万1978円 事務用品費 13万1574円
人件費	215万7888円	秘書給与 168万5500円 秘書法定福利費 18万3860円 秘書交通費 28万8528円
合計	352万6323円	

これは正本である。

平成20年11月10日

松江地方裁判所民事部

裁判所書記官 岩崎 浩



明